

知多市新庁舎市民交流スペース等
什器購入事業者選定
公募型プロポーザル

実施要領

令和8年5月

知多市 新庁舎整備室

1 業務の目的

知多市新庁舎市民交流スペース等什器購入事業者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、令和9年5月に開庁予定の知多市役所新庁舎の市民交流スペースや職員用のバックヤードなどに設置する什器備品の購入に当たり、価格のみの競争ではなく、性能、デザイン、アフターサービス等を総合的に勘案し、内装等と調和した居心地のよさにつながる家具を購入するため、広く事業者の提案を募ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

知多市新庁舎市民交流スペース等什器購入

(2) 業務場所

愛知県知多市緑町25番地1

(3) 業務内容

別添「提案内容説明書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 提案上限額

16,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約候補者決定までのスケジュール

内容	日にち
実施要領等の公表	令和8年5月18日（月）
参加申出書提出期限	5月29日（金）
質問書提出期限	6月8日（月）
技術提案書提出依頼	6月9日（火）頃
質問回答期限	6月18日（木）
技術提案書提出期限	7月9日（木）
プレゼンテーション実施	7月21日（火）
審査結果通知、結果公表	8月3日（月）頃

5 参加資格及び手続等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の要件全てを満たす単独の法人又は複数の法人により構成されるグループとする。グループで応募する場合は、応募手続を行う者を「応募者」とし、応募者及び構成員は他のグループに参加できない。

ただし、グループで参加する場合は、この要件は応募者が該当すればよいこととする。

ア 知多市プロポーザル方式実施要領（以下「市要領」という。）第5条に定める参加資格を有すること。ただし、同条(1)については、令和8年度・令和9年度の知多市における入札参加資格の認定において「寝具・室内装飾・家具」及び「文房具・事務用機器」で登録のある者であること（公募時点で登録はないものの、契約締結までに入札参加資格の審査が完了し、認められた場合は、登録のある者とみなす。）。

- イ 法人であり、愛知県内に本店又は支店・営業所を有していること。
- ウ 次の申立てがされていないこと。
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産
手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の
申立て
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開
始の申立て
- エ その他、本プロポーザルについて、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓
約できる者であること（本プロポーザルへの参加に当たり誓約書の提出は求めな
いが、参加申出をした者は、上記誓約をしたものとみなす。）。
- オ 応募者及び構成員が、知多市新庁舎オフィス環境整備支援委託に携わった次の
者及びその者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
 - ・コクヨマーケティング株式会社中部支社（愛知県名古屋市中区栄4丁目1番
1号中日ビル17階）

(2) 参加申出書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の「ア 提出物一覧」に指定する資
料を提出し、参加申出を行うものとする。

ア 提出物一覧

- (ア) 参加申出書（様式1）
- (イ) 履歴事項全部証明書の写し又は登記簿謄本の写し
※直近3か月以内に発行されたもの
- (ウ) 国税、地方税を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地におけ
る地方公共団体が証明する書類の写し（直近1年度分）
※直近3か月以内に発行されたもの
- (エ) 法人の事業概要がわかる資料（会社のパンフレット等）

イ 参加申出書の入手方法

知多市ホームページからダウンロード

ウ 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて「10 連絡先」へ1部提出すること。

エ 提出期限

令和8年5月29日（金）午後4時まで（必着）

(3) 質問の提出及び回答

ア 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書（第2号様式）を「10 連絡先」に電子メールにて
提出すること。

イ 提出期限

令和8年6月8日（月）午後4時まで（必着）

ウ 質問書に対する回答

質問に対する回答は、参加申込のあった全事業者に令和8年6月18日（木）
正午までに電子メールにて回答する。

6 提案方法

参加申出者の参加資格の確認後、「技術提案書提出依頼書（第3号様式）」の送付
を受けた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 技術提案書（第5号様式及び任意様式）
別紙「提案内容説明書」を参照の上、必要事項を記載した提案書を作成し（任意様式）、第5号様式を添えて提出すること。
- イ 価格提案書及び内訳書（第6号様式及び任意様式）
別紙「提案内容説明書」を参照の上、第6号様式に提案価格を記入し、任意様式で提案仕器の数量及び単価が分かる内訳書を作成して、同封の上、提出すること。
- (2) 提出場所及び提出方法
持参又は郵送にて「10 連絡先」へ「(1) ア 技術提案書」9部と「(1) イ 価格提案書」1部を合わせて提出し、技術提案資料を電子データで送付すること。
- (3) 提出期限
令和8年7月9日（木）午後4時まで（必着）
- (4) 提案に関する留意事項
- ア 技術提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とし、提出された技術提案書等は返却しない。
- イ 技術提案書等提出後の記載内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- ウ 提出された技術提案書等の書類は、応募者の了解がなければ公表できないものとする。ただし、提出された書類は、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づく情報公開請求の対象となり、条例第6条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。
なお、提出書類の著作権は応募者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
また、プロポーザル資料等に関して、公平性、透明性及び客観性を期するために、応募者の了解を得て、公表する場合がある。
- エ 技術提案書等提出後（審査終了後を含む。）において、応募者が次のいずれかに該当するときは、失格とし、提出された技術提案書は無効となる。
- (ア) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出書類に不備があったとき又は指示した事項に違反したとき。
- (エ) 選定委員、市職員又は本プロポーザルの関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (オ) 上記（ア）から（エ）までに示すもののほか、本プロポーザルの支障となる行為等が認められたとき。
- (5) 提案辞退
技術提案書提出依頼書の送付を受けた者が提案を辞退する場合は、次のとおり入札辞退届を提出すること。
- ア 提出期限
技術提案書の提出期限まで
- イ 提出方法
入札辞退届（知多市建設工事関係等入札者心得書第2号様式）を作成し、直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（配達記録が残る方法によること）により、「10 連絡先」へ提出すること。郵送の場合は、提出期限内必着とする。
- ウ その他
提案を辞退した場合に、今後市の行う事業等において不利益な取扱いを受ける

ことはない。

7 審査方法

(1) 審査手順

知多市が設置する選定委員会において、技術提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行う。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日

令和8年7月21日（火） ※詳細は別途通知

イ 開催場所

知多市役所 ※詳細は別途通知

ウ 留意事項

(ア) 応募者の出席者は3名までとする（出席者3名に加えて、パソコン操作者等として1名の出席を認めるが、パソコン操作者等の発言は認めない。）。

(イ) プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とし、ヒアリングは非公開とする。

(ウ) プレゼンテーションに用いる資料は、提出した技術提案書等とし、追加資料の提出は認めない。ただし、(エ)に掲げるパワーポイント等の資料についてはこの限りではない。

(エ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が技術提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。スクリーン及びプロジェクターは市が用意するが、設備機器の持ち込みを希望する場合は事前に申し出ること。

(オ) その他必要な事項は、別途通知する。

8 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

市選定委員会において、技術提案書等及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、(2)の評価基準及び次の計算式により審査する。

$$\text{評価点} = \text{提案評価点} + \text{価格評価点}$$

評価点は各選定委員の提案評価点を平均した値に価格評価点を加えて算出し、最も評価点が高い者を優先交渉権者、第2位の者を次点交渉権者とする。評価点が高点となる場合は、価格評価点の高い者を上位とする。

なお、基準点は65点とし、評価点が基準点を超える者がいない場合、本件は不調となる。

また、応募者が1者の場合もプレゼンテーションは実施する。

(2) 評価基準

ア 提案評価点

選定委員会は、技術提案書に記載された内容について、次に示す5段階評価により、その評価に応じた提案評価点を算出する。

算出に当たっては、次表の評価項目（配点）ごとに、各選定委員が個別に評価を行い、その平均点を当該応募者の提案評価点とする。提案評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

評価	判断基準	提案評価点の算出方法
A	優れている	各項目の配点×1.0
B	やや優れている	各項目の配点×0.75
C	標準的である	各項目の配点×0.5
D	やや劣っている	各項目の配点×0.25
E	劣っている	各項目の配点×0.0

■提案審査評価項目及び配点表

評価項目		評価の視点	配点
業務実施体制		実施体制、工程は具体的かつ妥当で、本業務を円滑に実施する上で必要なノウハウや過去の実績を有していると感じられるか。	10点
コンセプト	全体	建物デザインとの調和に関する提案は全体コンセプトを踏まえており、具体的かつ妥当か。	10点
	エリア	利用用途、利用者に配慮した居室ごとの提案はエリアコンセプトを踏まえており、具体的かつ妥当か。	20点
	市民交流スペース	1階市民交流スペースの多様な使い方のイメージが膨らむような什器やレイアウトの提案があるか。	10点
2階市民交流スペースの多様な使い方のイメージが膨らむような什器やレイアウトの提案があるか。		10点	
使い勝手、安全性、保証等		提案された什器は多様な利用者が使いやすく、安全なものであると感じられるか。 また、保証や納品後のアフター・メンテナンス体制は具体的かつ妥当か。	10点
環境配慮		製造や搬入の工程における環境配慮策の提案は具体的かつ妥当か。	5点
市民参加の企画提案		市民等が参加するイベントの企画提案は具体的かつ魅力的であり、内容が妥当か。	5点
価格評価		価格提案書における金額を評価	20点
		合計	100点

イ 価格評価点の計算

価格評価点は、提案価格から、次の式により算出する。価格評価点は、小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}} \times 20 \text{点}$$

9 契約締結に向けた調整

市は審査結果の公表後、優先交渉権者、次点交渉権者の順に契約締結に向けた協議・調整を行う。協議・調整が整わない場合、交渉権は評価点の高い者から順に次点の者に移るものとする。

10 連絡先

知多市総務部施設マネジメント課新庁舎整備室

住所：愛知県知多市緑町1番地

電話番号：0562-36-2674

電子メールアドレス：shinchousha@city.chita.lg.jp